

28 契第 2017 号  
平成 29 年 3 月 2 日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井照平  
(公印省略)

### 会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱の一部改正について

このことについて、本市発注工事において、元請業者が社会保険等未加入の建設業者と一次下請契約を締結することを原則禁止することに伴い、下記のとおり会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱を一部改正いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1 改正内容

- ・元請による下請の選定にあたっては、社会保険等の加入状況を考慮すべきことを規定
- ・下請契約の締結にあたっては、法定福利費を明示した契約をすべきことを規定
- ・下請における雇用条件について、必要な法定福利費を確保すべきことを規定
- ・一次下請業者に係る社会保険等の加入確認について、必要な手続及び様式を規定  
《追加された様式》
  - ・第 2 号様式 一次下請業者に係る社会保険等加入確認資料の提出について
  - ・第 3 号様式 一次下請業者における社会保険等未加入業者報告書
  - ・参考様式第 5 号 一次下請業者に係る社会保険等の加入状況報告書

##### 2 適用日

平成 29 年 4 月 1 日から適用します。

##### 3 その他

改正後の要綱については、下記に掲載しております。

- ・市ホームページ>入札情報>7 関係例規等>入札契約関係例規等  
>規程様式/契約約款/その他書類